

情報公開法に関する問題点、改善点等についての意見・要望について

標記の件について、当方の経験をもとに以下何点かにわたる改善等の提案をお願いしたいと思います。

1. 情報公開法第41条について

(あ) 一部県及び政令市の請求権者拡大について

法律施行後以降現在に至るまでに数多くの地方公共団体で情報公開に関する条例が、新たに施行されたり請求権者を限定したものから「何人も」への条例改正が行われてきた。しかし、都道府県のうち岡山及び愛媛県そして、政令指定都市のうち広島市においては、理由明記による請求・申出もしくは単なる申出制度も無く、一般の県（市）民以外が、情報公開制度を用いることができない。このことについては、当該自治体に国のほうから改善を強く求めていただきたい。

なお、当該3県市に電話にてこの内容の主旨について尋ねてみたところ、岡山県のみ「今後その予定も出てくる」との回答であり、愛媛県と広島市に到っては、「その予定は無い」、「近年改正したので、今のところは無い」との、残念な回答であった。

(い) 地方自治体出資の公社・法人・事務組合等の情報公開制度制定について

自治体の姿勢にもよるが、出資比率等の割合により25%でも筆頭であれば対象になるところもあれば、50%を超えた比率でなければ対象とならないところもあり、制度が無いところもある。事務組合に到っては、出資している全ての自治体が制度制定をしていても、目を向けられていないようなところもあり、このあたりも合わせて国のほうから改善を強く求めていただきたい。

(う) 期限後の限定運用されている情報公開制度について

全国の都道府県警察本部のうちの7割前後が、文書保存がなされていてもある一定の期限後（平成14年4月1日等）に作成・取得した文書等しか対象にならないような（抵抗して、出さないことを勝ち誇った成果かもしれない？）条例の運用機関になっている。議会そして上記（い）の団体等についても同様であるが、墨塗りになる部分は仕方が無いとしても、可能な限りの対応改善（1. 全部開示になる部分をコピー等して開示する。2. 全部開示できる部分なら、出せないで押し切るのではなく、調べた結果を口頭説明する。3. 部分開示であっても同様に調べ概略的にでも説明をする。など）を強く求めていただきたい。

(え) 総務省の「情報公開条例（要綱等）の制定状況調査」の調査と公開について

制度の制定状況だけでなく、請求権者・対象となる文書・請求等の日から開示実施までの目安的なもの・手数料について等についても調査することとし、それらについては、HP上でリンクされているようにすること。また、上記（い）の団体に対しても同様な調査等をお願いしたい。

2. 利用者側にたった情報公開法の運用改善（国関係機関）について

（独立行政法人に関しても同様）

(A) 文書特定について

地方出先機関の各都道府県にある事務所にある文書を請求しようとする、地方中核都市にある上位機関の長宛に請求書を記述することになるが、その上位機関の情報公開担当で取得希望の文書を説明して、また主管課の担当を呼び出し説明しと言うことも煩わしくまた、職員の不在時には、さらに何度も説明が必要になることから、可能であれば事務所に行き（または電話連絡で）欲しい文書を間違いなく特定したうえで、請求書

を記述するようにしているが、この手法は、文書特定ミスを限りなく少なくする方法の1つであるが、残念なことに法律等で明記されていない故に、情報公開担当への事前根回しが欠かせない。都道府県の情報公開制度では、文書を所有している同じ建物内に情報公開担当部署もあるので、すぐに請求できる。どのような請求をされても、文書を探すのはこの場合は、事務所の方になるので、こういう場合に備え、事務所でも総務課等を通し文書特定の協力を率先してするように制度改善を求めます。

(B) 開示の申出書の記述の簡略化等について

一部地方整備局では行われているが、内容としては次のようなものである。

申出書では「全部閲覧」とし更なる申出で「その一部を複写機で複写する」を選択するという場合は、申出書と更なる申出の2枚を必要とするが、この簡略化というものは申出等の記述を文書に対するものから、その閲覧等の機会（その当該する1日有効）とするものであり、今までとの申出書との記述違いはただ単に申出書の「実施の方法」に二つ〇が付き「複写機により複写したものの交付」は「②の一部の②に〇を付け括弧欄にはその枚数を書く」ものである。なお、「実施の方法」が「一部」の場合は枚数のみで可能とするように改めるようにするが、無理な場合は申出書の様式を少し変更し、2の開示の実施方法の枠と3の開示希望日の間に2・3行程度の横線枠を設けここに「一部の該当内容を記入」するようにすればよい。

(C) コピー機の備付について

複写機による複写が1枚につき20円という費用負担が変わらないことを前提にします。現在も一部の霞ヶ関の省庁の情報公開室には、コピー機が備え付けられているようですが、このままでありつづける場合には、セルフ式のコピーを備え付けていただきたいと思います。なお、可能であればカラー対応のもので、ADF（自動送り仕様）機能付きのものを望みます。

(D) 電磁的記録文書（特に電子的媒体）の費用の低廉化について

昨年ですが、ある地方整備局宛に3件（報告書のあれば電磁的記録）を請求し、開示決定を見て驚きました。それまでは1つの決定通知の金額が1万を超えることはありませんでしたが、3件ともに軽く超えてそのうちの最高額は①19万9100円（約181メガバイト）で、次いで②17万9300円（約163メガバイト）であり、3件目でも③6万5450円（約59.4メガバイト）となった。各（電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧<0.5メガバイト毎に550円>）の場合。しかし、複写機により複写すると①で6600円（A4片面330枚）、②は3940円（A4片面197枚）、③では4480円（A4他片面224枚）となり①で30倍②で45倍③でも15倍になる。なお、（光ディスクに複写したものの交付）は<0.5メガバイト毎に220円+ディスク代が200円>となり、電磁的記録の閲覧と比較して4割程度になります。しかし、複写機による複写と光ディスクの複写の手間を比較したとき、より簡易に光ディスクの複写が可能なことから、更なる大幅引き下げをお願いしたい。

3. 行政側の情報公開法の運用改善（国関係機関）について

（独立行政法人もあれば同様）

(い) 同一文書ファイル内にある異年度の文書の扱いについて

過去にある地方整備局であったケースですが、今後の参考用にと文書ファイルにある調査の平成元年からのものが綴じてあり、特に年度について指定していなかった私は、元年から13年までのものを取得することになりました。何か他のものも合わせてついでだろうと思っていたのですが、同じ様式の違う数字のものが続くだけで、一枚300円を13年度分支払うということになりました。お金をとることが情報公開制度の目的ではないはず。しかし、この運用実態は？という疑問が、一年半前のことですがい

まだに心残りでもあります。

(ろ) 開示期間に関する扱いについて

今までに、国土交通省本省と各出先整備局全て、複数の運輸局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局、警察庁と請求してきましたが、郵送希望で請求を書き決定通知に事務所閲覧日が除き各事務所の標題に関する取り扱いがまちまちです。通知書の発日からというところからというところもあります。(どう考えても郵送で届かない)、発日の3日後くらいから一月半や2ヶ月とされているところもあります。比較的多いのが申出が到着した3日後から2ヶ月とされているところです。法律上は、申出期間の30日としか触れていません。請求者の利便を考慮し、このあたりも可能な限り統一したほうがよいかと思えます。

(は) 開示決定通知書について

上記(ろ)で請求した機関を挙げましたが、警察庁以外については、国土交通省からの調査に対する事務所等の回答・作成文書について、電磁的記録で取得したいという概要であったのですが、一部整備局では、印紙は事務所分収受しておきながら決定通知書を複数の事務所分を1枚にまとめるという手法をとられた局が4つありました。また、上記(い)も13件まとめて1枚通知でした。あくまで、印紙の額に見合った対応を望みたいと思えます。

(に) 請求者に関する情報の必要最小限の扱いの徹底強化について

防衛庁で発覚した問題でいろいろ対応を考えられ、実行に移されていると思っていましたが、請求者の情報管理が徹底できていない部分はどうもあるようです。行政関係者も人の子ですから知りたいという欲望があるのも分かります。しかし制度的な問題もあり、必要以上に情報を出してしまわないかということ念頭に置かなければなりません。遠まわしに言いましたが、具体的には、上記(は)でいうと、事務所等宛に情報公開の請求が来たからといって、個人情報伏せずにFAXまたは、文書通知していないかということです。局の決済等で個人情報が必要なのは分かりますが、事務所の決済にまで必要でしょうか。この辺りの情報統制が出来ていないところは、すぐに見直すように、総務省のほうから通達を出しなさい。ちなみに警察(本部)は、漏れて当たり前だと思っていますので気にしていません。